

障害者支援施設くまむた荘における虐待事例と指定の一部効力の停止について  
(ご報告)

この度当法人で運営している障害者支援施設くまむた荘において、職員による施設利用者に対する虐待行為が発覚し、これにより、くまむた荘は障害者総合支援法に基づく効力の一部停止（3ヶ月の新規利用者受入停止）の行政処分を受けることとなりました。

今回、ご利用者、ご家族をはじめ、当法人の運営に日頃よりご理解と暖かいご支援をいただいていた多くの関係者の方々へ多大なるご迷惑をおかけし、また皆様と法人創設以来長年に渡って築きあげてきた信頼を失ってしまう事態を招いてしまったことを、心よりお詫び申し上げます。

障害者の皆様へ快適なサービスと安心安全な生活を提供するという使命を有する障害福祉サービス事業者として、利用者の尊厳を汚し、権利を侵害する虐待は決して許されることではありません。法人としては、虐待行為が発生してしまったことについて、虐待に対しての職員への教育や虐待防止に向けた体制作りが不十分であった実状を重く受け止めるとともに、改めて法人の理念及び方針に則って、法人全体で一丸となって再発防止に取り組んでいく所存であります。

今後は、社会福祉法人として社会に果たすべき役割を再度認識し、ご利用者、ご家族、地域及び行政の皆様からの信頼を一日も早く回復できるよう努めて参りたいと思っております。

誠に申し訳ありませんでした。

社会福祉法人 恵春会  
理事長 小林 佳之

障害者支援施設くまむた荘  
施設長 柳田 文男

障保発第001160号

平成29年10月2日

社会福祉法人 恵春会  
理事長 小林 佳之 様

熊本市長 大西 一史  
(障がい保健福祉課扱い)



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定の一部の効力停止及び利用者の措置等について（通知）

このことについて、別添の通り指定障害者支援施設等の指定の一部の効力停止を行うので、下記事項に十分留意の上、適切に対応すること。

記

1 新規利用希望者に対する措置について

貴指定障害者支援施設等での施設障害福祉サービス又は短期入所（以下「障害福祉サービス」という。）の提供を希望される利用者については、平成29年10月2日から3か月間、新規受入れができないので、利用者の心身の状況、利用者及びその家族の希望並びにその他の事情を十分に考慮し、適当な他の事業所を紹介する等の必要な措置を講じること。

2 再発防止策の検討について

今回の虐待事案について、再発防止に向けた検討を事業所内で行い、改善報告について書面にて本市へ報告を行うこと。

3 現利用者への配慮について

貴指定障害者支援施設等における障害福祉サービスの利用者については、そのプライバシーを保護するために、最大限の配慮を行うこと。

住所 熊本市南区城南町沈目1502番地

名称 社会福祉法人 恵春会

熊本市長 大西 一史



平成22年4月1日付けで指定した事業者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第2号及び第3項の規定により、下記の通り指定の一部の効力を停止する。

## 記

## 1 指定の一部の効力停止対象施設の名称等

施設の名称及び所在地	くまむた荘 熊本市南区城南町沈目1502番地
設置者の名称、所在地及び代表者の氏名	社会福祉法人 恵春会 熊本市南区城南町沈目1502番地 小林 佳之
事業所番号	4311520144
サービスの種類	施設入所支援、生活介護

## 2 指定の一部の効力停止対象事業者の名称等

事業所の名称及び所在地	くまむた荘 熊本市南区城南町沈目1502番地
事業者の名称、所在地及び代表者の氏名	社会福祉法人 恵春会 熊本市南区城南町沈目1502番地 小林 佳之
事業所番号	4311520144
サービスの種類	短期入所

## 3 指定の一部の効力停止期間及びその内容

平成29年10月2日から平成30年1月1日までの3か月間、新規利用者の受入れを停止する。

## 4 指定の一部の効力停止の理由

くまむた荘職員（20代男性 懲戒解雇済み）は、平成28年12月頃から、施設内で個別介助等をする際に、利用者に対し、「股間を触って欲しい。」と言うようになった。その後、平成29年3月中旬までの間に、利用者に対して、数回ズボンの中に手を入れさせて、職員の陰部を直接触らせる等の行為を行った。

かかる行為は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第7項第2号の性的虐待にあたるとともに、数回に渡る行為を看過していた事業者の責任は重く、障害者等の人格を尊重するとともに、忠実に職務を遂行しなければならないことを規定した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第42条第3項に違反する。

〔根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第2号及び第3項〕

## 教 示

- 1) この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。
- 2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。))。